

生産緑地法施行令第6条第1号イに定める仮設の工作物に関する取扱基準

1 趣旨

本取扱基準は、生産緑地法施行令(昭和47年政令第285号)第6条第1号イに規定する仮設の工作物の新設、改築又は増設(以下「仮設の工作物の新設等」という。)に係る取扱基準を定め、その目的及び必要性の確認を行い、生産緑地の適切な保全を図るものである。

2 仮設の工作物について

生産緑地地区内において仮設の工作物の新設等を行おうとする農地所有者又は設置者(以下「農地所有者等」という。)は、次に掲げる基準を遵守し、良好な都市環境の形成に資するよう限定的な利用に努め、当該生産緑地全体の農地等としての利用に支障が生じないよう配慮しなければならない。

なお、農林水産業を営むため以外に仮設の工作物の新設等を行う場合においては、農地所有者等は次項に定めるところにより、生産緑地地区を所管する市担当課(以下「市担当課」という。)と事前に協議を行うものとする。

3 仮設の工作物の基準

仮設の工作物は、生産緑地地区内に新設等をする事以外に目的が達成されないと認められるものであり、かつ次の各号の基準に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 仮設の工作物の規模は、必要最小限とし、原状回復によって農地等の利用が可能となる構造とすること。
- (2) 仮設の工作物の設置期間は、必要最小限度の期間とし、原状回復を含めて1年以内であること。ただし、やむを得ない理由があると特に市長が認めた場合には、この限りでない。
- (3) 仮設の工作物の新設等に当たっては、周辺状況との調和を鑑みること。
- (4) 仮設の工作物の新設等により、騒音、振動、悪臭等の公害の発生源となるおそれがないこと。
- (5) 仮設の工作物の除却後は、農地等としての利用に支障が生じないよう速やかに原状回復を行うこと。

(6) 該当する他法令等の基準に照らし適正なものであり、かつ必要な手続きがなされていること。

4 事前協議等

第2項に規定する農地所有者等と市担当課との事前の協議は、次のとおり行うものとする。

(1) 農地所有者等は、仮設の工作物の新設等の着手を予定する日の30日前までに、市担当課へ次に掲げる協議書類を提出しなければならない。

(2) 協議書類は次のとおりとする。

ア 生産緑地地区内仮設の工作物に係る行為協議書（第1号様式）

イ 添付書類：位置図、全体工程表、計画平面図、仮設の工作物の図面（構造図、断面図、求積図など）、現況写真、その他必要と認める書類

(3) 市担当課は、協議書類受領後14日以内に協議を終了するよう努めるものとする。

付 則

この取扱基準は、平成26年 2月18日から施行する。

付 則

この取扱基準は、令和 3年10月27日から施行する。

第1号様式(4関係)

生産緑地地区内仮設の工作物に係る行為協議書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

協議者	住所	
	氏名	電話 ()

生産緑地法施行令第6条第1号イに定める仮設の工作物に関する取扱い基準の規定に基づき、次により協議書類を添付のうえ協議いたします。

1 行為の種類	(1)新設	(2)改築	(3)増設
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)		
3 行為地の所在地番	鎌倉市		
4 行為地の面積	仮設の工作物面積	m ²	生産緑地地区面積 m ²
5 行為地の現況			
6 行為の期間	着手予定 年月日	年 月 日	完了予定 年月日 年 月 日
7 設計者の氏名及び住所	電話 ()		
8 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()		
※ 処理欄			

- 注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けてください。
 2) ※印の欄については、記入しないでください。
 3) 協議者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
 4) 添付書類：位置図、全体工程表、計画平面図、仮設の工作物の図面（構造図、断面図、求積図など）、現況写真、その他必要と認める書類